

議案第30号

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例（平
成27年かすみがうら市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（協議会が第1号被保険者の数及び地域包
括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めるときは、常勤換算方法
（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センタ
ーにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括
支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によ
ることができる。第3項において同じ。）」を加え、同項第3号中「主任介護
支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「介護保険法施
行規則」の次に「（平成11年厚生省令第36号）」を加え、「第140条の
68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に、「修了した者」を「修

了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに第1項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。